（一体的処理の認定の申請に係る書類）

第八条の三十八の五　（略）

2・3　（略）

4　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～三　（略）

四　第二項第二号に掲げる者が第八条の三十八の三第五号から第八号までに適合することを示す次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　法第十四条第五項第二号イからニまで及びヘに該当しない者であること並びに第八条の三十八の三第八号に適合する者であることを誓約する書面

ホ～ト　（略）

五・六　（略）

七　前号のほか、当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図その他の当該施設が第八条の三十八の三第九号に規定する基準に適合したものであることを示す書類

八～十　（略）

5　（略）

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第八条の三十八の七　法第十二条の七第七項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一　（略）

二　第八条の三十八の五第二項第三号又は第四号に掲げる事項に係る変更（第四号に掲げる事項に係る変更にあつては第八条の三十八の二第一号及び第二号ロに該当しないこととなる場合に限る。）

三・四　（略）

（廃棄物の輸入の許可の申請等）

第十二条の十二の二十　（略）

2　（略）

3　前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、分析試験の用に供する廃棄物の輸入の許可を受けようとする場合にあつては、第六号及び第七号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一～三　（略）

四　第一項第十号に規定する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し

五～七　（略）

八　分析試験の用に供する廃棄物を輸入しようとする場合にあつては、当該分析試験の概要

九　分析試験の用に供する廃棄物を輸入しようとする場合にあつては、当該廃棄物の量が分析試験を行うために必要な最小限度の量であることを示す書類

十　その他必要な書類

（一体的処理の認定の申請に係る書類）

第八条の三十八の五　（略）

2・3　（略）

4　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～三　（略）

四　第二項第二号に掲げる者が第八条の三十八の三第五号から第八号までに適合することを示す次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

ニ　法第十四条第五項第二号イからニまで及びヘ並びに第八条の三十八の三第八号に該当しない者であることを誓約する書面

ホ～ト　（略）

五・六　（略）

七　前号のほか、当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図その他の当該施設が第八条の三十八の三第九号に規定する基準に適合したものであることを示す書類

八～十　（略）

5　（略）

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第八条の三十八の七　法第十二条の七第七項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一　（略）

二　第八条の三十八の五第二項各号に掲げる事項に係る変更（第四号に掲げる事項に係る変更にあつては第八条の三十八の二第一号及び第二号ロに該当しないこととなる場合に限る。）

三・四　（略）

（廃棄物の輸入の許可の申請）

第十二条の十二の二十　（略）

2　（略）

3　前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　第一項第九号に規定する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し

五～七　（略）

（新設）

（新設）

（新設）